

『「太宰治記念文学館(仮称)」及び「吉村昭書斎(仮称)」の整備に向けた基本的な考え方』を取りまとめました

図 芸術文化課 ☎ 内線2911

市では、「井の頭文学施設(仮称)」(「太宰治記念文学館(仮称)」及び「吉村昭書斎(仮称)」)について、設置場所及び平成31年度の開館を想定したスケジュールを見直し、これまでの『整備基本プラン(案)』及び『整備基本プラン(修正案)』に代えて、『「太宰治記念文学館(仮称)」及び「吉村昭書斎(仮称)」の整備に向けた基本的な考え方』を3月末に取りまとめました。

今後は、この『基本的な考え方』に基づいて、特別展の開催など顕彰事業の在り方や整備に向けた検討を継続します。

設置場所の再検討及びスケジュールの見直しについて

両施設は、「井の頭文学施設(仮称)」として、都立井の頭恩賜公園内で建設することとしてきましたが、この間、三鷹市議会からの「慎重に進めるべき」とのご意見や、2回のパブリックコメントにおいて、設置場所について候補地以外で整備すべきとのご意見も多いこと、平成30年度予算において一定の市税の減収が見込まれることなどの状況を総合的に判断し、都立井の頭恩賜公園以外の場所に設置することとします。また、平成31年度の開館を想定したスケジュールを見直し、今後の整備に向けて検討を進めることとします。

今後の検討の方向性について

両施設については、これまでの検討結果を生かしつつ、今後実施する特別展の開催など、顕彰事業の在り方や整備に向けた検討を継続して行います。

施設整備の候補地については、「市有地」「市の既存施設の活用」や「市が今後整備する施設との複合化」など、今後、多様な考え方から多角的に検討します。

想定されるスケジュール(案)

平成30年度

- ・「三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業検討会議(仮称)」の設置
- ・「太宰治没後70年特別展」の開催及び生誕110年記念事業に向けた検討
- ・「吉村昭・津村節子顕彰事業」の検討・実施
- ・「太宰治記念文学館(仮称)」及び「吉村昭書斎(仮称)」の整備に向けた検討

平成31年度

- ・「太宰治生誕110年特別展」の開催
- ・「吉村昭・津村節子顕彰事業」の継続
- ・「太宰治記念文学館(仮称)」及び「吉村昭書斎(仮称)」の整備に向けた検討の継続

※『基本的な考え方』の全文は、市ホームページでご覧になれるほか、4月16日(月)から同課(第二庁舎2階)、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンター、市内文化施設(芸術文化センター、三鷹市美術ギャラリー、三鷹市公会堂、みたか井心亭、山本有三記念館、太宰治文学サロン)で配布します。

4月
から

新たな障がい福祉サービスが始まります



図 障がい者支援課 ☎ 内線2654

障害者総合支援法および児童福祉法の改正に伴い、4月から新たな障がい福祉サービスが創設されました。サービスの受給に必要な事前の手続きなど、詳しくは同課へお問い合わせください。

◆居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問し、発達支援を行います。

◆自立生活援助

障害者支援施設やグループホームなどから1人暮らしへ移行した知的障がい者や精神障がい者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応などの支援を行います。

◆就労定着支援

一般就労に移行した障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行います。

北野の里(仮称)ゾーニング案にご意見をお寄せください

図 まちづくり推進課 ☎ 内線2864

東京外かく環状道路(関越～東名)の整備を契機に、市では第4のふれあいの里となる「北野の里(仮称)」のまちづくりについて、これまでの取り組みの中でいただいたご意見を踏まえたゾーニング案を取りまとめました(※)。

今後、ゾーニングを決定するため、市民のみなさんのご意見を募集します。
※同案は、市ホームページからご覧いただけるほか、同課(市役所5階55番窓口)、相談・情報課(市役所2階)、市政窓口、市民協働センター、コミュニティセンター、市立図書館で配布しています。

◆みなさんのご意見をお寄せください

5月1日(火)(必着)までに、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入のうえ直接または郵送、ファクス、電子メールで「〒181-8555まちづくり推進課」・FAX 46-4745・✉ machidukuri@city.mitaka.tokyo.jpへ

北野の里(仮称)ゾーニング案を説明します

ご来場いただいた方々に個別に同案について説明するとともに、これまでの過程をまとめたパネルや東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)地区の模型などを展示します。ぜひ会場にお越しいただき、ご意見をお寄せください。

日 4月22日(日)午後1時～5時、23日(月)午後3時～7時

所 北野地区公会堂(北野4-10-1)

申 当日会場へ

※自家用車での来場はご遠慮ください。

『三鷹市市税条例』の一部を改正しました

図 資産税課 ☎ 内線2363

地方税法の改正に伴い、同条例の一部を改正しました。主な改正内容は次の通りです。

固定資産税・都市計画税

◆土地の固定資産税等の負担調整措置の対象期間の延長

現行の土地に関する負担調整措置の仕組みを、平成32年度まで3年間延長します。

◆住宅用地等に係る固定資産税等の条例減額措置の対象期間の延長

税額が前年度税額に1.1倍を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額する措置を、平成32年度まで3年間延長します。

◆地価の下落修正の特例措置の継続

据え置き年度において、地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を平成31年度および平成32年度も継続します。

◆耐震改修などを行った住宅に係る固定資産税等の減免の適用期限の延長

耐震基準が見直された、昭和57年1月1日以前から所在する家屋を、建て替え・改修した場合の減免の適用期限を、平成31年度まで2年間延長します。

重症心身障がい児(者)等レスパイトサービスをご利用ください

申 図 障がい者支援課 ☎ 内線2653へ

4月1日から、市が指定した訪問看護事業所の看護師などが、在宅で生活を送る医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)などの自宅に出向き、一定時間、家族などに代わり医療的ケアや見守りなどを行うことで、ご家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図るサービスを開始しました。

人 家族などによる介護を受け、在宅で生活している65歳未満の市民で、主治医の指示により、訪問看護サービスを利用している、①②のいずれかに該当する方

①医療的なケアを必要とし、18歳に達するまでに、愛の手帳1度または2度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳1級または2級程度の身体障がいの状態にある方

②日常生活を営むために、医療的なケアを必要とする18歳未満の障がい児

●派遣回数:年度につき24回を超えない範囲で、月4回まで

●派遣時間:1回当たり2～4時間(30分単位)

※利用者負担額は世帯の収入状況と利用時間数により異なります。詳しくは市ホームページをご覧ください。